

緊急事態措置期間の延長に伴う施設対応（令和3年8月31日まで）

※ 利用者等へは、検温、手指消毒、マスクの着用、体調不良の場合の活動自粛等の感染防止対策の協力を引き続き依頼する。
また、各施設における収容率を50%以下となるよう、利用者等に協力を求め、共用部分の消毒、換気の徹底を実施する。

【社会教育課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応														
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (団体利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室・保育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	不可	※利用制限に係る時間区分について、既に予約が入っている場合は、20時00分までの時間短縮の協力を依頼（8月31日まで） ※利用制限する時間区分の新規の受付を休止（8月31日まで）		
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	不可															
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (個人利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※トレーニング室・ランニング走路 16時30分までの入場に限り利用可能（入場時から2時間30分利用することができるため、19時00分まで利用することができる。）</p>	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	不可	21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	不可	
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	不可															
21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	不可															
上仲原公園野球場(陸上競技場を含む。) (東大和市 Rond 上仲原野球場) 上仲原公園テニスコート (東大和市 Rond テニススクエア)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時00分～18時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時30分～20時30分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	6時00分～18時00分	可	18時30分～20時30分	不可	※利用制限に係る時間区分について、既に予約が入っている場合は、20時00分までの時間短縮の協力を依頼（8月31日まで） ※利用制限する時間区分の新規の受付を休止（8月31日まで）								
時間区分	利用															
6時00分～18時00分	可															
18時30分～20時30分	不可															
郷土博物館	プラネタリウムは、座席数を50席(1/2)にして運営															
小中学校施設（学校開放）	原則として、使用中止。ただし、各使用団体の代表者の責任の下、心身の健康等を維持するための活動については、健康観察を確実に行った上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底できる場合に限り、以下の時間区分において使用を認める。 体育館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>12時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>校庭・教室 使用可（19時00分まで）</p>	時間区分	使用	8時00分～12時00分	可	12時00分～17時00分	可	18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	不可	※使用制限に係る時間区分について、既に予約が入っている場合は、20時00分までの時間短縮の協力を依頼（8月31日まで） ※使用制限する時間区分の新規の受付を休止（8月31日まで）						
時間区分	使用															
8時00分～12時00分	可															
12時00分～17時00分	可															
18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	不可															

【中央公民館・地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応								
公民館 (中央、狭山、蔵敷、南街、上北台)	各公民館学習室等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～21時30分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	使用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～21時30分	不可	※使用制限に係る時間区分について、既に予約が入っている場合は、20時00分までの時間短縮の協力を依頼（8月31日まで） ※使用制限する時間区分の新規の受付を休止（8月31日まで）
時間区分	使用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～21時30分	不可									
地区会館 (奈良橋、上北台、向原、南街、新堀、清原)	各地区会館等学習室及び集会室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	使用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～22時00分	不可	
時間区分	使用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～22時00分	不可									
老人福祉館 (奈良橋、上北台、向原、南街、清原)										
集会所 (清水、湖畔、芋窪、桜が丘、玉川上水、仲原)										

【中央図書館】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応
図書館 (中央、桜が丘、清原)	館内の滞在時間は、30分程度となるよう協力を依頼し、座席の利用、新聞・雑誌最新号の閲覧については、一部サービスを制限	

【地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応								
市民会館	大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・各会議室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～22時00分	不可	※利用制限に係る時間区分について、既に予約が入っている場合は、20時00分までの時間短縮の協力を依頼（8月31日まで） ※利用制限する時間区分の新規の受付を休止（8月31日まで）
時間区分	利用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～22時00分	不可									